

北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務に係る

プロポーザル評価基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により、北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務の受託者を決定するため、参加事業者から提出された技術提案書等の内容を評価し審査するための基準として示すものである。

1. 評価基準

評価点の配分については価格面だけでなく技術面での信頼性や安定性などを考慮し、両面を合わせた総合評価とする。

(1)一次審査

企業能力及びシステム機能の評価 : 100 点

(2)二次審査

技術提案書に基づくプレゼンテーション等の評価 : 100 点

※総合評価点が同点の場合は、一次審査の評価点が高いものを最優秀提案とする。

1. 一次審査

表1 企業能力及びシステム機能の評価

審査項目	評価対象物	審査基準	点数
企業の経験及び能力	【様式 3】 業務実績	下水道管理台帳システム等実績に応じて評価する。	20点
	【様式 4】 会社概要	会社の認証取得状況及び業務遂行に十分な有資格者を保有しているか評価する。	20点
予定技術者の経験及び能力	【様式 5】 予定技術者の 経歴及び能力 (管理技術者)	本業務を遂行するための資格及び実績を評価する。	10点
	【様式 6】 予定技術者の 経歴及び能力 (照査技術者)	本業務を遂行するための資格及び実績を評価する。	10点
機能要件の確認	【様式 7】 機能要件確認書	本システムに求める機能を有しているか評価する。	40点
合計			100点

2. 二次審査

表2 技術提案書に基づくプレゼンテーション等の評価

審査項目	評価対象物	審査基準	点数
技術提案書	【様式 8】 技術提案書 プレゼンテーション	業務の目的や内容について十分に理解しているか。	10点
		業務の遂行に必要な技術者が配置されているか。	10点
		工程やフローに妥当性があるか。	10点
		地理情報システム及び維持管理情報システムとして妥当性について評価する。 ・管路情報が容易に確認・更新できる。 ・排水設備の普及状況が容易に確認できる。 ・修繕の更新履歴等の蓄積が容易に確認できる。 ・施設点検・診断された情報が適切に管理できる内容である。	20点
		システム構築後の運用について、将来性が見据えたシステムであるか。 ・セキュリティ・導入後の運用保守について	10点
デモンストレーション		提案するシステムの操作性	10点
		提案するシステムの機能	10点
		提案するシステムの操作時のレスポンス	10点
価格		最も見積額が低い業者を満点とし、その金額を基準として比率で減点を行う。	10点
合計			100点